

小規模企業共済制度

・小規模企業共済とは？

節税

掛金を毎月1千円から7万円の範囲で積み立てるものです。掛金は全額「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

経営者の退職金

小規模企業共済制度は小規模企業の経営者の方が、事業をやめられた後の生活の備えとなる「経営者の退職金」です。受け取った共済金は退職所得扱いとなり税務上お得になります。

掛金の全額所得控除による節税額一覧表

課税される所得金額	加入前の税額 (所得税+住民税)	加入後の年間節税額		
		掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円
200万円	309,600円	20,700円	56,900円	129,400円
400万円	785,300円	36,500円	109,500円	241,300円
600万円	1,393,700円	36,500円	109,500円	255,600円

TAX ニュースレター

東 栄 税 理 士 法 人

03-5778-4722

<http://toeitax.co.jp/>

2017/6月号

小規模企業共済のすすめ

経営者の退職金！

今月は不動産投資家などを含むすべての個人事業者やオーナー企業経営者の方の節税にお勧めの小規模企業共済について解説したいと思います。

この制度は、個人事業者や同族会社の経営者が掛金（1000円から7万円まで）を毎月支払い、将来廃業や退任、死亡した場合に共済金を受け取る、という共済制度です。受取方法は一括受取りや分割受取りなど選択できます。死亡や廃業の場合は5年ほどで掛金合計を超える額を受け取れますし、任意解約の場合も20年ほどで掛金合計を上回ります。15年間積み立てていれば65歳以上になるとほぼ死亡時と同額が受け取れます。納付した掛金の範囲内で保証人なしで借入もできます。

「国」保証付きの節税策

支払った掛金は全額が所得控除の対象になります。所得控除とは事実上の経費ですので、不動産所得でも何でも経費扱いです。一括受取した共済金は税務上かなり優遇される退職所得扱いですので、こちらもお得です。さらにもし死亡時に受け取る場合は死亡退職金扱いとなり相続人は500万円×相続人の数まで相続税非課税です。正直お得過ぎます。

この節税制度の胴元は独立行政法人中小企業基盤整備機構で、99.9%国出資の天下り団体です。つぶれる心配は銀行より無さそうですので貯金するくらいならぜひ。

今月のコメント

サッカープレミアの我がマンUが見事にELで優勝を果たしました。これで晴れて来年のCLへの切符を掴みました。来年の選手補強にも影響が出ると言われていましたのでほっとしました。今期序盤は特に調子が悪かったですがさすがにモウリーニョは堅いチームに仕上げてきましたし、本当にトーナメントには強いですね。批判もあるようですが最初の状態が悪すぎたのです。

私は来期のマンUは期待できると思っています！

税理士 岡本勲

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-10-15 エキスパートオフィス渋谷505

Email : okamoto@toeitax.co.jp



東栄税理士法人

Copyright © 2016 東栄税理士法人. All Rights Reserved.